

介護情報基盤開始に向けた ケアプランデータ連携システムの利用促進

厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室

令和7年9月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

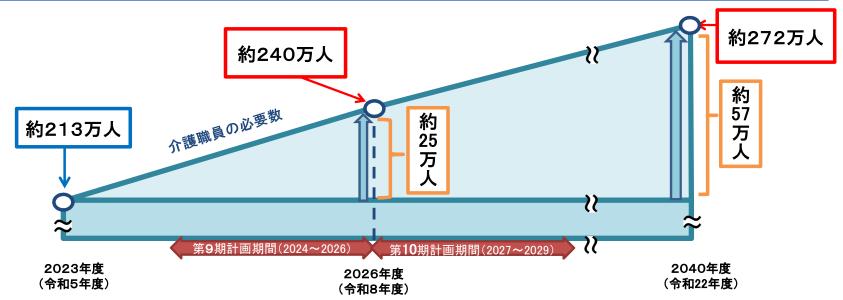
第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・2026年度には約240万人(+約25万人(6.3万人/年))
 - ・2040年度には**約272万人(+約57万人(3.2万人/年))**

となった。

※()内は2022年度(約215万人)比

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、
 - ④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



- 注1)2022年度(令和4年度)の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。
- 注2) 介護職員の必要数(約240万人・272万人)については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
- 注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

総合的な介護人材確保対策(主な取組)

介護職員の **処遇改善**

- 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善 を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処 遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の 創設・拡充に加え、介護職員の収入を2%程度(月額 平均6.000円相当)引き上げるための措置を、2024年 2月から5月まで実施。
- 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
- 介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所 に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
- ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年 度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を 引き上げ。

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による 支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の 実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体 的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活 動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、 介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職 場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の 上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付 を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の 貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進
- 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取 組の推進(介護報酬上の評価の新設等)
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員 の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する 相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手 としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル 事業の実施

介護職 の魅力向上

- 事の理解促進
- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じ て全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を 図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援 施策等の周知を実施

外国人材の受入 れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修 学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会 等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介 護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施 等)
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充 するとともに、試験の開催国を拡充

介護現場における生産性向上(業務改善)の捉え方と生産性向上ガイドライン

介護現場における生産性向上とは、 介護ロボット等のテクノロジーを 活用し、業務の改善や効率化等を 進めることにより、職員の業務負 担の軽減を図るとともに、業務の 改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充 て、利用者と職員が接する時間を 増やすなど、介護サービスの質の 向上にも繋げていくこと



生産性向上に資するガイドラインの作成

- 事業所が生産性向上(業務改善)に取り組むための指針としてガイドラインを作成。
 - ▶ より良い職場・サービスのために今日からできること(自治体向け、施設・事業所向け)
 - ♪ 介護の価値向上につながる職場の作り方(居宅サービス分)
 - ♪ 介護サービスの質の向上に向けた業務改善の手引き(医療系サービス分)





【介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン】 厚生労働省ホームページ:上記QRコードよりアクセス可

より良い職場・サービスのために今日からできること(業務改善の手引き) (介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン)

①職場環境の整備

取組前

取組後





②業務の明確化と役割分担 (1)業務全体の流れを再構築

介護職の業務が 明確化されて いない

業務を明確化し、 適切な役割分担を 行いケアの質を向上





②業務の明確化と役割分担 (2)テクノロジーの活用

職員の心理的 負担が大きい





職員の心理的

③手順書の作成

職員によって異なる 申し送り

申し送りを 標準化





④記録・報告様式の工夫

帳票に 何度も転記

タブレット端末や スマートフォンによる データ入力(音声入 力含む) とデータ共有





⑤情報共有の工夫

活動している 職員に対して それぞれ指示 インカムを利用した タイムリーな 情報共有



職員の教え方に

ブレがある



⑥OJTの仕組みづくり

教育内容と 指導方法を統一



⑦理念・行動指針の徹底

イレギュラーな 事態が起こると 職員が自身で 判断できない

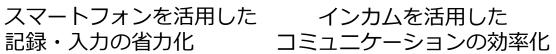


組織の理念や行動 指針に基づいた 自律的な行動



介護分野におけるテクノロジーの活用例

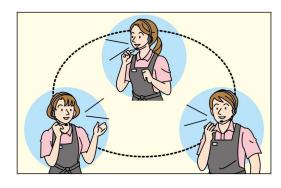
スマートフォンを活用した



移乗支援機器を活用した 従事者の負担軽減



センサーを活用した見守り による省力化・ケアの質向上



センサーを活用した排泄予測 による省力化・ケアの質向上



情報の収集・蓄積・活用の 円滑化によるケアの質向上



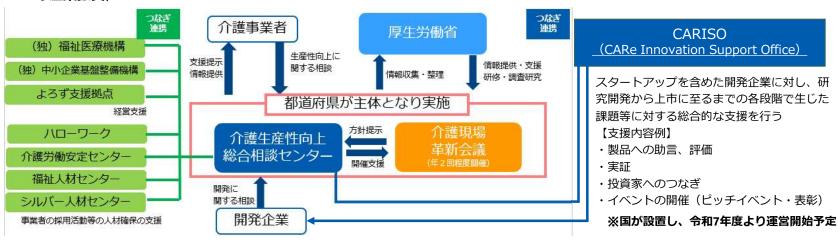




ワンストップ相談窓口・介護現場革新会議による生産性向上の取組推進施策の全体像

都道府県による生産性向上の取組推進に係る政策スキーム

- □ 各都道府県に設置する介護現場革新会議において、各地域の業界団体、職能団体、福祉協議会等の参画のもと、各地域の状況・課題を踏まえた上で、関係者の社会的対話を通じてワンストップ相談窓口の運営方針の検討・策定や、各都道府県独自の生産性向上の取組推進のための実施施策(※)を検討する。
 - (※)介護現場革新会議で決定した事業には基金を活用した補助を実施する(国が2/3補助)
- □介護現場革新会議において決定した対応方針(管内地域の介護現場の生産性向上や人材確保を推進する観点から、地域における介護現場の課題に即した対応方針や計画・KPIの設定等)に基づき、ワンストップ相談窓口を運営するとともに、年2回程度開催される介護現場革新会議において、対応方針の進捗を確認するとともに、PDCAサイクルを回す。
- 経営ノウハウの乏しい中小社会福祉法人等に対し、よろず支援拠点等へのつなぎ連携を実施し、経営力強化の支援を行うことで、人材不足が深刻化する中で介護サービスの安定提供につながっていく(**介護サービスの産業振興**)
- □ ワンストップ窓口は開発企業の相談対応も受け付け、CARISOへのつなぎ連携を行い、開発企業の支援を実施する。(**開発企業 の産業振興**)



取組の先行事例

大分県において、介護現場革新会議での議論に基づき、介護施設に対して伴走事業を実施し、モデル施設を育成。webサイト『KAIGO SWITCH』(※)にて、モデル施設の取組内容を動画で紹介し、横展開を実施 (※)KAIGO Switch- 知ってた?ウェルビーイングな介護

介護現場の生産性向上を支える組織づくりとデジタル人材の育成支援

生産性向上セミナー

組織(経営層・職員)向け 生産性向上啓発と改善手法学習

令和6年度申込人数

参加者 合計	介護 事業者	その他
500	396	104

令和6年度申込人数

参加者合計	介護 事業者	その他
4,700	3,525	1,175

令和6年度参加状況

参加者	事例 発表数	出展 企業数
4,232	20	37

フォローアップセミナー(R2~)

- ・介護事業所組織単位での参加
- ・ケーススタディを通じて改善取組実践力養成
- ・3日(2-3時間) Webクグループワーク×6回
- ·各自事業所の改善計画作成を伴走支援



ビギナーセミナー(R2~)

- ・介護事業所経営者・介護職員向け
- ・ガイドラインを参考に改善取組手法学習
- ·1日(2時間) Web講義×6回



生産性向上推進フォーラム (H30~)

- ・生産性向上の機運を盛り上げる目的
- ・事業所による取組報告、機器展示等
- ・ 1日 (4時間30分) ハイブリッド開催

《参加者の声》

- ・小さい取組からでも生産性向上につなることが判った
- 継続していくことが大事だと感じた
- ・改善で直接的ケアの時間が増えた
- ・改善効果の見える化・検証方法など更に論理的に学びたい



デジタル中核人材育成

介護テクノロジー導入・活用 を主導できる人材の養成

デジタル中核人材育成研修(R6~)

- ・介護事業所推薦や本人希望のある介護職員向け
- ・改善手法/科学的介護・介護テクノロジー/リーダーシップ/マネジメントを学習
- ・eラーニング + 3 日間のグループワークと実演 + 課題学習
- ・令和6年度は、1,656人養成(令和5年試行時は574人)
- ・各自事業所の介護ロボット・ICT導入計画作成を伴走支援





介護ロボット・ ICT導入計画

《参加者の声》

- ・長期的な計画が必要であり、他職員にも是非受講してもらいたい
- ・テクノロジーに不慣れな職員への支援も講師の対応を参考にしたい
- ・現場で生産性向上を実現するのは職員一人一人なのだと理解できた
- ・テクノロジー導入後の問題点が共有でき改善策のヒントが得られた

デジタル中核人材養成手法確立

(手引き/標準プログラム 令和6年度作成)

- ・デジタル中核人材のスキル要件や能力要件を定義
- ・自治体や介護事業所がデジタル中核人材を育成する際の参考を提示

【デジタル中核人材養成研修手引き】厚生労働省HPに掲載中



厚生労働省 介護分野における生産性向上ポータルサート(ホームページ)

介護分野における

介護分野における

業務の改善活動の 支援・促し役

取組事例紹介 過去のイベント等

お知らせ



QRコード

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰

1. 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた 介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

※併せて、厚生労働大臣表彰も実施

表彰実績

OR5年度:推薦件数 60件(31都県から)

OR6年度:推薦件数 71件(42都府県から)

▶ 選考結果: 内閣総理大臣表彰 2件、厚生労働大臣表彰 4件、奨励賞 54件

▶ 選考結果:内閣総理大臣表彰 1件、厚生労働大臣表彰 5件、奨励賞 63件

2. 選考基準 ※事業者の取組内容等について以下の観点から審査

① 働きやすい職場環境づくりに資する取組であること

- (1)職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。
- (2)人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。
- (3)介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。
- (4)上記(1)~(3)の各取組について「取組の課題」、「取組時期」、「取組のプロセス」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」が具体的に記載されていること。
- ② 複数の課題に対して優れた取組を行っているか

③ 実効性のある取組であること

- ・① (1) ~ (3) の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し 具体的に示されているか。
- ・①(1)~(3)の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。

④ 持続性のある取組であること

- ・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。等
- ⑤ 他の事業所での導入が期待される取組であること
 - ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。
 - ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に 係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。

3. 令和7年度表彰のスケジュール

令和6年12月5日 : (厚生労働省⇒各都道府県)表彰候補者の推薦依頼(原則として公募の実施を依頼)

: (厚生労働省) 全国を対象とした自薦による公募受付開始

令和7年2月14日 : (厚生労働省⇒各都道府県) 厚労省事務局での公募受付〆切。受け付けた推薦調書は各都道府県へ順次送付

3月31日 : (各都道府県⇒厚生労働省)都道府県からの推薦〆切。都道府県は審査基準を踏まえ表彰候補者を推薦

4~6月 : (厚生労働省)選考委員会による選定

令和7年8月27日 : 表彰式*首相官邸ホームページに様子が掲載されています

(参考) 令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰 受賞事業所一覧

〇内閣総理大臣表彰

都道府県	法人	介護サービス事業所・施設等(名称)
茨城県	社会福祉法人北養会	特別養護老人ホームもくせい
神奈川県	株式会社トライドマネジメント	トライドケアマネジメント

○厚生労働大臣表彰優良賞「施設・居住サービス部門」

都道府県	法人	介護サービス事業所・施設等 (名称)
岡山県	社会福祉法人敬友会	ケアハウスあおさぎ
徳島県	社会医療法人養生園	リハビリセンターグリーン TAOKA
愛媛県	社会福祉法人白寿会	特別養護老人ホームサンシティ北条
鹿児島県	社会福祉法人聖隷福祉事業団	奄美佳南園

〇厚生労働大臣表彰優良賞「居宅サービス部門」

都道府県	法人	介護サービス事業所・施設等(名称)
愛知県	株式会社福祉の里	福祉の里尾張営業所

※この他、厚生労働大臣表彰奨励賞を96事業所に授与。



	イドケアマネジメント 最高介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアブランのやりとり オンラインで完結でも合作組みです。			内閣総理大臣表彰		
法人名	株式会社トライドマ	ネジメント	#v:	ラインで完結できる仕組	みです。	
サービス種別	居宅介護支援			22 () 22 22 () 22	2	
所在地	神奈川県横浜市					
利用者数	380名	economical de 100 M			**	◆ケアブランデータ連携システム
従業員数	14名(常勤11名/	11.4	居宅介護 支援事業所		居宅サービス 事業所	運用方法を事業者に周知
	①生産性向		②職員の待遇改善	111111111111111111111111111111111111111		育成に係る取組
	データ連携に	よる効率化	事務員のケアマネ業を		貢献度を図る	評価制度の構築と運用
主な課題		な業務プロセスが多く、ケア に集中しきれていない状況で	事務業務の効率化と、ケア 業務に専念する環境づく そのための事務員の役割 いた。	りが必要であった。		Pのみの評価では組織内での貢 人的成長を促す仕組みが不足し
取組開始 時期	令和	5年4月~	令和5年4	月~	ħ	和3年11月~
取組の 内容	ケアブランテーや連携システムの適用方法を検討すると同時に、導入前の段階から毎週の会議でデータ連携のノリーをを職員に認明するなど、チームの意識の一体化を返めた。 ゲーツ連携システムの活用のためにルールを設け、徹底されるようサポートを行った。 その他、事業者への買加送かり、書光推進のための		✓ まず、事務員の業務を アマネジャーの業務の に進めた ✓ 事務員に対し、ケアマネ を学ぶ勉強会を実施 ・ 報酬改定の&A等を参 務員で定期的なミーテ 分担について継続して ✓ プラン件数増を見込み	校割分担を段階的 ジメントプロセス 考に、ケアマネと事 イングを開催。役割 検討	に対する積極性 項目につき5段時 与額が決定され ・日標に1年後 (その具体的な内 ・年2回の面談に「標達成シートの研 標達成シートの研	E用い、目的(将来どうしたい にどうしたいか)、行動内容 1容)の記載を促した。 て、振り返り、賞与額の決定、目
取組前後の 成果指標	提供票(紙)の枚数 提供票のFAX時間 データ連携事業所数	2,100枚 →1,350枚/月 4.75時間→2.75時間/月 0事業所 →35事業所	有給休暇取得率 ※1	74%(R4) →83%(R5)	夏季平均賞与	約21万円(R4) →約32万円(R6)
AND REHISHE						

1 全職員の合計有給休暇取得日数/全職員の有給休暇付与数(非正規職員を含む) ※2要介護のみ。役員や新入社員を除く

※ 日 主職員の合計有給外取収待ロ数/主職員の有給外取刊予数(非正方 ※3 役員・新入社員除く。基本給や手当・賞与等すべての支給額を含む

協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

- ○介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営** 改善の取組が必要。
- ○こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施 の各段階に即した対策**を講じる。
- ○すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえるよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信**する。

(厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等)

①「経営課題への気づき」の段階における支援(選択肢の提示)

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次(R5~)設置されるワンストップ窓口における相談対応(生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援)
- よろず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所)や(独)福祉医療機構の経営支援の周知徹底

②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援(手続き・留意点の明確化)

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化 (※1) (合併手続きガイドライン等の改定・周知)
- **社会福祉法人の合併手続きの明確化**(合併手続きガイドライン等の周知)
- **社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化**(マニュアルの作成・周知)
- 役員の退職慰労金に関するルールの明確化(※2) (事務連絡の発出)

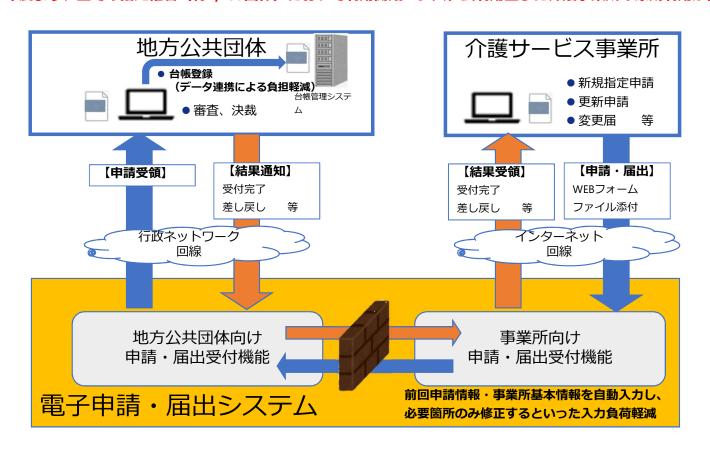
- ※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出
- ※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援(財政支援)

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援(人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援)
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資((独)福祉医療機構による融資)

電子申請・届出システムの利用について

※令和8年度より、全ての指定権者(約1,700団体)において利用開始・システム利用並びに介護事業所の原則利用が開始



全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)【令和5年5月19日公布】 介護情報基盤の整備

社会保障審議会 介護保険部会(第113回)

令和6年7月8日

7805

資料1

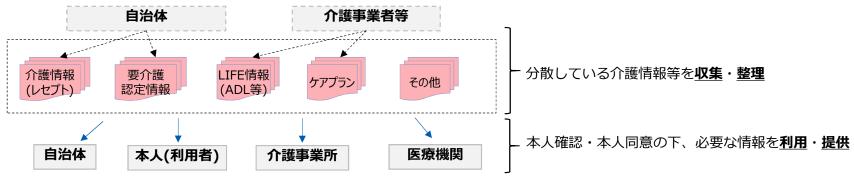
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な 主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関 等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体:利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者:利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関:本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- ・ こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援** 事業に位置付ける。

改正の概要・施行期日

- ・ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業とし** て位置付ける。
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日:公布後4年以内の政令で定める日

〈事業のイメージ〉※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



介護情報基盤の活用により想定されるメリット・活用イメージ



利用者・家族



保険者(市町村)

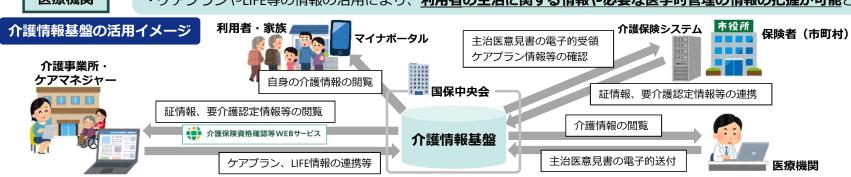


介護事業所・ ケアマネジャー

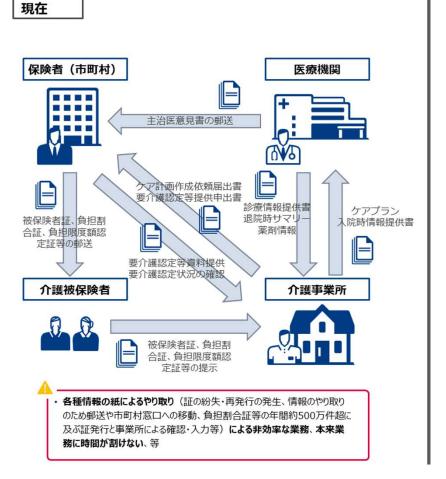


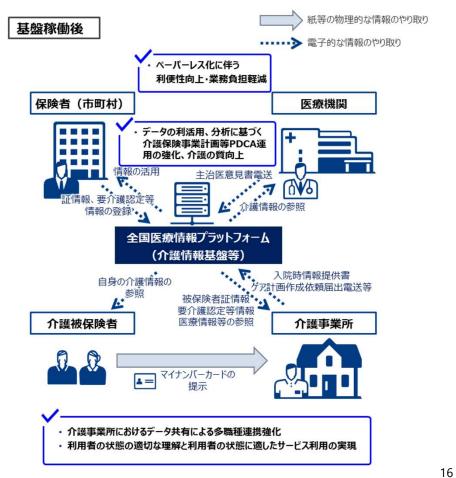
医療機関

- ・関係者間での要介護認定に必要な書類等のやりとりがスムーズになり、要介護認定に要する期間が短縮される。
- ・サービス利用時における複数の証の提示が簡素化されることで、複数の証を管理・提示する負担が軽減される。
- ・自身の介護情報を確認できるため主体的な介護サービスの選択等につながるとともに、事業所間や多職種間の連携が 強化され、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、**介護サービスの質の向上が期待**できる。
- ・要介護認定申請の進捗状況や、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報について、ケアマネジャーがWEBサービス 画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話や窓口での進捗状況の確認への対応や、ケアプラン作成等に必要** な要介護認定情報の窓口・郵送での提供が不要となり、業務負担の軽減や印刷・郵送コストの削減が可能となる。
- ・主治医意見書について、医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となるため、**要介護認定** 事務の迅速化や文書管理コストの削減が可能となる。
- ・要介護認定申請の進捗状況について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への** 電話等での問い合わせが不要となり、業務の効率化につながる。
- ・ケアプラン作成に必要な要介護認定情報をケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、<u>情報提</u> 供を市町村へ依頼する手続きや市町村窓口・郵送での受取が不要となり、迅速なケアプランの作成が可能となる。
- ・電子による資格情報の確認が可能となることで、サービス提供時の証の確認等にかかる業務負担が軽減される。
- ・介護情報基盤を活用することで、利用者の情報を事業所間や多職種間で共有・活用しやすくなり、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、提供する**介護サービスの質の向上が期待**できる。
- ・**主治医意見書について、市町村への電子的提出が可能**となることで、**郵送が不要となり、業務負担が軽減**される。 また、過去の主治医意見書の閲覧が可能となる。
- ・ケアプランやLIFE等の情報の活用により、利用者の生活に関する情報や必要な医学的管理の情報の把握が可能となる。



介護情報基盤の活用イメージ





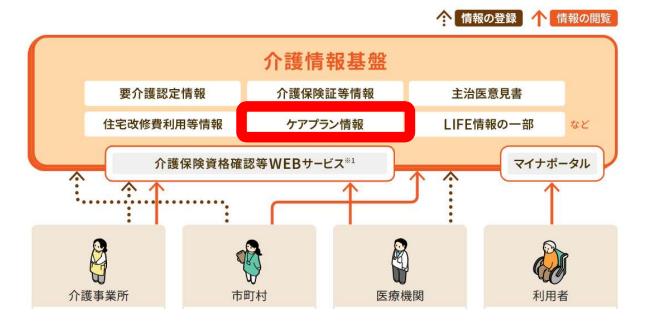
令和6年3月「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究業務等一式調査結果報告書」抜粋

介護情報基盤とは(ポータルサイトから抜粋)

介護に関する情報を集約。介護に関わる方々を支えるための仕組みです。

利用者・市町村・介護事業所・医療機関の連携が深く強くなります。

複数のガイドラインに従って構築されているシステムとなるため、情報セキュリティが担保されています。



一 事務作業の効率化

紙での手間や負担がかかる作業が減 り、より素早く容易に仕事を行えま す。

♪ 情報を一元管理

介護保険資格・認定情報・主治医意見 書・ケアプランなどの情報をひとつの 場に集約し、サービス間で共有。

() 手続きをリアルタイムで

介護に関する申請・提出・受信・確認 などの作業を、郵送や電話を介さずオ ンラインで完結。 介護情報基盤のポータルサイト が開設されています。

QRコードから確認してください。 このポータルサイトは10月にはさらに 情報が拡充され、このサイトから以下 の助成金申請ができるようになります



*QRコードは 株式会社デンソーウェーブ の登録商標です

導入支援



介護事業所や医療機関は

◇ \ 助成金を活用することができます。 // ◇

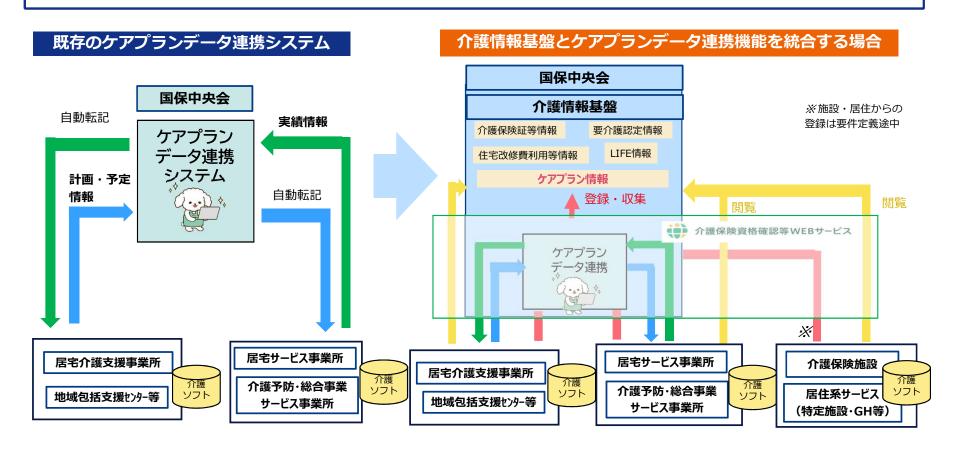
カードリーダー購入費用

技術支援費用

主治医意見書 作成システム 改修費用

介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合(イメージ)

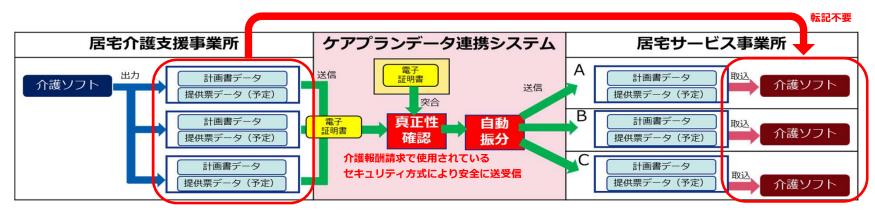
○ 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能について、統合して一体的に運用することで、①事業者における利便性が 向上すること、②ランニングコストの軽減が見込まれること、③事業者等に向けた普及促進が図られることから、 **介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合することとしてはどうか**。



ケアプランデータ連携システムについて (令和5年度より国民健康保険中央会にて本格稼働)

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン(計画・予定・実績の情報)をオンラインで完結するシステムを提供。 「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。

【計画・予定情報の流れ】以下に加えて令和7年5月より地域包括支援センターと介護予防サービス・総合事業間の連携も可能に



※実績情報は逆の流れとなり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

期待される効果(居宅介護支援事業所の場合)

- ●FAX・郵便切手・紙不要による事務経費の削減
- ●データ自動反映に伴う転記不要で「**ミス」の削減・「時間」の効率化**
- ●間接事務(FAX・封入・移送時間・紙処理)にかける「時間」の削減
- ●従業者の間接事務負担軽減で「心理的負担軽減」が可能
- ●従業者の残業削減・直行直帰可など「**ライフワークバランス」の改善**
- ●ケアマネジメントにかける時間増による<u>「従業者満足度」と「サービスの質」の向上</u>
- ●逓減制緩和等加算やミス削減に伴う返戻減による事業所の<u>「経営力」の向上</u>





ヘプルデスクサ ポートサイト

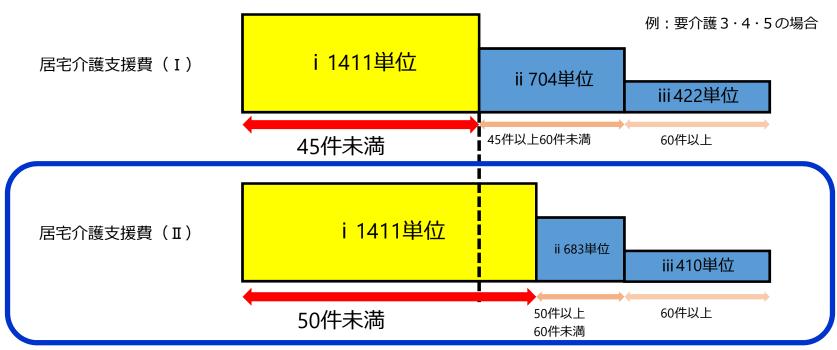
提供票共有業務の現状(R5年度老健事業中間まとめ) 居宅介護支援事業所

- サービス利用票(予定)の印刷・・・利用者単位で印刷(74.2%) 共有先事業所単位で印刷(18.9%)
- 振り分けの有無···実施(83.7%) 未実施(15.3%)
- 利用者・事業所の交付以外の印刷目的・・・事業所内での保管(56.9%) 実地指導対応(19.5%) 管理者・主任ケアマネの内容確認(17.1%)
- 担当ケアマネが印刷する理由・・・ケアマネにより予定作成のタイミングが異なる(80.2%)ケアマネ別に業務を分けている(40.6%) ケアマネにより予定共有のタイミングが異なる(22.6%)

	担当ケアマネ	管理者	事務職員
印刷担当	86.2%	16.3%	9.8%
振り分けている職員	89.0%	8.5%	<u>12.2%</u>
1表~3表を事業所に共有する担当	84.2%	6.8%	6.8%
サービス利用票(予定)を事業所に共有する担当	66.4%	<u>15.4%</u>	9.4%
サービス利用票(実績)を手入力する担当	86.0%	3.3%	8.3%

好事例:「O日まで予定を介護ソフトに入力すること」という「組織としての」ルール作りをする

令和6年度介護報酬改定 介護支援専門員1人当たりの取扱件数



【算定要件】

- ●ケアプランデータ連携システムの利用(他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない)
- 事務員の配置(事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置)

令和6年度補正予算の介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

1 介護テクノロジー定着支援事業

介護テクノロジーを導入する事業所に対して都道府県がその支援を実施

(1) 介護テクノロジーの導入支援

- ①「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する介護テクノロジー
 - 「福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会)で「介護テクノロジー」として選定された機器 は、原則として補助対象 https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php
 - 介護記録ソフトは、重点分野のうち「介護業務支援」であり、記録業務、事業所内外の情報共有業務、請 求業務を一気通貫で行うことが可能となっているもの。機能詳細は厚労省が実施する「介護ソフト機能調
 - 居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所が申請出来る介護記録ソフトは、これに加え、国民健康保険中 央会が実施するベンダー試験結果等により、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイル の出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ 連携システム | の活用促進のためのサポート体制が整っていること を確認

② その他

● ①によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、 介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると 都道府県が判断した機器等

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテ クノロジーを導入する場合の支援を行う(通信環境整備経費も含む。)

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援 テクノロジー導入する事業所は必須

以下のいずれかを実施。

- ①コンサルティング会社等による業務改善支援
- ②介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援

【補助上限額】

(1) ①のうち、移乗支援、入浴支援 (1 機器あたり)、②に該当する機器	100万円
介護業務支援のうち「介護ソフト」	250万円※1~3
上記以外 (1機器あたり)	3 0 万円
パッケージ型導入支援(機器等の合計経費)	400万円以上、1000万円以下で都道府県が設定する額
一体的に行う業務改善支援	45万円(3を併せて実施する場合は48万円)

- ※ 1 利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合は職員数に応じて100万円~250万円
- ※ 2 情報端末の上限は10万円
- ※ 3 「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は5万円を加算

【補助要件】

- 業務改善計画の作成・報告
- 施設系サービス:利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置
- 居宅介護支援・居宅サービス:令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用開始
- 業務改善に係る効果の報告(補助を受けた翌年度から3年間)

地域における介護現場の生産性向上普及推進事業

(1) 面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業

地域のモデル権役の育成等、事業所の牛産性向上の取組を面的に支援する事業を都首付息が実施 【対象経費】

- ①介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入
- ②テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修
- ③業務コンサルタントの活用
- ④好事例集の作成
- ⑤その他本事業に必要と認められるもの
- ※ 対象事業所数に上限なし。
- ※ 1都道府県あたり上限3モデル

【補助上限額】 1モデルあたり

2,000万円

(2) ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

- ケアプランデータ連携を行う事業所グループを構築し利用促進する事業を都道府県が実施 【対象経費】
- ①介護ソフト、PC等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な機器等
- ②実施主体が普及啓発のためのデモ環境を整備するのに必要な経費
- ③介護事業所が主導して連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費 ④ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修
- ⑤介護事業所の生産性向上を支援する業務コンサルタントの活用
- ⑥実施主体がモデル地域の効果測定等を行うために事業所に支払う謝礼金等
- ⑦好事例集の作成
- ⑧その他本事業に必要と認められるもの
- ※ 対象事業所数・モデル数に上限なし。 1都道府県あたり上限6.000万円

【補助上限額】1モデルあたり 850万円

● 市町村が実施主体となることも可能

協働化・大規模化等による職場環境改善事業

- 小規模法人を1以上含む複数の法人による事業者グループが協働化等を行う取組を支援
- ①合同での人材募集や一括採用等による人材確保、職場の魅力発信に必要な経費 ②共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
- ③職場環境改善等、従業者の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費
- ④合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費・ ⑤人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ⑥加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ⑦各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ®協働化等にあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費
- ⑨協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費
- ⑩経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費
- ⑪その他本事業に必要と認められるもの

【補助上限額】 1事業者グループあたり 1,200万円

- 事業者グループを構成する1法人毎に120万円(訪問介護の場合150万円)
- 市町村が実施主体となることも可能

【補助率】

_		
1	1と併せて3を実施	国・都道府県4/5、事業者1/5
•	2を実施	国・都道府県10/10
	1又は3のみを実施	国・都道府県3/4、事業者1/4

ケアプランデータ連携システムの導入が進んでいる市区町村一覧

市区町村	申請率
北海道雨竜町	100.0%
福島県浅川町	100.0%
山梨県道志村	100.0%
福島県楢葉町	100.0%
和歌山県由良町	90.9%
青森県野辺地町	85.7%
熊本県高森町	83.3%
北海道倶知安町	82.6%
山形県小国町	82.4%
和歌山県日高町	80.0%
北海道陸別町	80.0%
熊本県南阿蘇村	78.1%
福島県泉崎村	75.0%
福島県中島村	75.0%
宮崎県日之影町	71.4%
北海道ニセコ町	71.4%
京都府宮津市	69.0%
福井県美浜町	68.2%
福島県棚倉町	68.0%
北海道留寿都村	66.7%
宮崎県高千穂町	66.7%
福島県天栄村	63.6%
和歌山県御坊市	63.5%
北海道訓子府町	62.5%
北海道共和町	60.0%
青森県六ヶ所村	58.8%
和歌山県美浜町	58.8%

市区町村	申請率
熊本県湯前町	57.1%
宮崎県五ヶ瀬町	55.6%
群馬県高山村	55.6%
福島県石川町	54.5%
熊本県水上村	53.8%
熊本県多良木町	52.8%
岩手県遠野市	52.5%
北海道真狩村	50.0%
福島県鮫川村	50.0%
福島県玉川村	50.0%
福島県浪江町	50.0%
埼玉県東秩父村	50.0%
岐阜県下呂市	48.6%
岩手県金ケ崎町	47.2%
長野県高山村	47.1%
岐阜県池田町	46.3%
福島県平田村	46.2%
長野県長和町	46.2%
埼玉県川島町	45.8%
福島県矢吹町	45.2%
大阪府島本町	45.0%
北海道木古内町	45.0%
福島県鏡石町	44.4%
福井県大野市	44.0%
北海道本別町	43.8%
愛知県東栄町	41.7%
和歌山県日高川町	41.7%

市区町村	申請率
群馬県昭和村	41.2%
長野県飯綱町	41.2%
鳥取県米子市	40.6%
岐阜県川辺町	40.0%
鳥取県境港市	40.0%
山形県山辺町	39.1%
東京都瑞穂町	38.9%
鹿児島県和泊町	38.1%
宮崎県都城市	37.9%
山形県天童市	37.4%
青森県七戸町	37.1%
福島県古殿町	36.4%
兵庫県猪名川町	36.2%
富山県立山町	36.2%
鳥取県三朝町	35.3%
和歌山県みなべ町	35.0%
京都府八幡市	34.2%
滋賀県守山市	34.1%
三重県東員町	34.0%
北海道中富良野町	33.3%
鹿児島県知名町	33.3%
北海道西興部村	33.3%
東京都武蔵村山市	32.9%
茨城県鉾田市	32.9%
福島県須賀川市	32.8%
兵庫県香美町	32.4%
静岡県森町	32.3%

介護情報基盤 先行実証中

市区町村	申請率
岐阜県飛騨市	31.9%
香川県坂出市	31.7%
京都府福知山市	31.4%
長野県小海町	31.3%
静岡県河津町	31.3%
京都府亀岡市	31.0%
京都府木津川市	31.0%
大分県中津市	31.0%
鳥取県湯梨浜町	30.6%
鳥取県岩美町	30.4%
熊本県小国町	30.4%
群馬県東吾妻町	30.0%
東京都武蔵野市	29.9%
山形県上山市	29.6%
熊本県苓北町	29.6%
宮城県川崎町	29.4%
千葉県睦沢町	29.4%
鹿児島県西之表市	29.3%
岩手県二戸市	29.0%
岐阜県高山市	28.9%
奈良県生駒市	28.7%
福島県富岡町	28.6%
福島県川内村	28.6%
高知県梼原町	28.6%
宮崎県木城町	28.6%
三重県川越町	27.3%
鳥取県北栄町	27.3%

利用率が高い市区町村は①自治体からの積極的な利用働きかけ、②補助金等を活用、③ケアプランデータ連携システム導入研修実施など、周知活動に加えて何等かの取組を行っている

介護事業所の取組 ~ 令和7年3月生産性向上推進フォーラム登壇事業所



TriesManagement. Inc. トライドケアマネジメント

居宅介護支援事業所 神奈川県横浜市

●具体的な取組内容

業務の標準化

- ●ケアマネジャーの業務の標準的なマニュ アル作成
- ●事業所の業務の質を平準化

職員の待遇改善

- ●売り上げの約50%を給与と設定
- 給与体系の構造を職員に明示。納得できる給与体系を作成。

ケアブランデータ連携システムの活用による業務効率化

- ●職員及び周辺事業所にケアプランデータ連携システムによる業務効率化等を説明
- ●業務の役割分担と明確化を徹底。ケアマネジャーが相談援助業務に集中できるよう、事務 員とケアマネジャーの業務を細かく切り分け。

●得られた主な効果

定量的な効果

処遇	基本給25%アップ
文書量	2,100枚/月→1,300枚 に削減
提供票共有時間	半滅
郵送代	1万円/月以下に削減
平均年収	令和4年度: 427万円 令和5年度: 451万円 令和6年度: 491万円(見込み)
有給休暇取得率	70%以上



長谷川徹代表

定性的な効果

導入すれば非常に楽です。実際、60名 ぐらいの方を連携した時、一気にでき、 他のケアマネジャーも非常に驚いていま した。

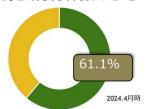




地域包括ケアを提供する各種事業所展開 滋賀県守山市

NPO特定非営利活動法人 ゆうらいふ

提供票交付総件数のうち



E.

入力作業時間の削減



入力ミスによる返戻の減少



事務職員の負担軽減



コスト削減(用紙代・郵送費)

実績入力作業時間

約18時間/1ヵ月

約10時間削減

約7.2時間/1ヵ月

コスト(用紙代・郵便代)

約36万円/1年

約6万円削減

約28万円/1年

返戻件数 (入カミスによるもの)

74件/1年

25%削減

55件/1年

- ✔ケアプランデータ連携システムの 導入により、ケアマネジャーの一人 当たり担当件数が増え、売上も上 がった。特に、月末月初の処理が 各段に短くなり、時間の有効活用が できているという声が現場からも 上がっている。
- ✓法人内外で業務効率化のメリット が共有できており、今後も引き続き 業務効率化に取組もうという意識 が醸成されている。

ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーン

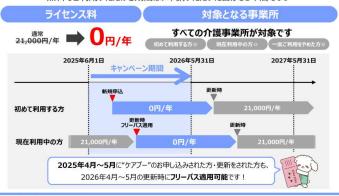


フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムすべての機能を1年間無料で ご利用できる期間限定のキャンペーンです。「導入コストが気になる」「周りの事業所を 誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、 負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間

2025年6月1日~2026年5月31日(予定)

無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。



https://www.careplan-renkei-support.jp

詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください ※特設ページは、3月14日(金)より公開

ケアプラン ヘルプデスク

- フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト

- 1年間フリーパスの配布期間 2025年6月1日~2026年5月31日
- 対象となる事業所 全ての介護事業所(初めて、利用中、再利用)
- 利用可能な機能 全ての機能



さあ! 今が始め時



フリーパスキャンペーン特設サイト

https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html

ケアプランデータ連携システム利用に際しての事業所の問い合わせ例

Q	A
メリットがよく解らない	・業務効率化・従業員の働く環境改善⇒心身負担が減少・柔軟な働き方⇒ <mark>従業員定着</mark> ・間接的業務時間減⇒ケアマネジメント時間確保・研修等新しい学び時間確保 ⇒介護の質向上 ・紙・通信・紙保管・紙廃棄費用等削減、ミス削減で返戻減 ⇒経費削減・資金繰安定 ・報酬(逓減制緩和)増 ⇒経営安定
今の業務の流れを変えたくない	・介護情報基盤活用による被保険者のメリットを担保するためにも 利用は必須 になってくる ・自事業所の生産性向上・従業員の働く環境改善のために事業所内で 手順や役割分担を改善 する ・厚生労働省ホームページ内「ケアプランデータ連携を円滑に行うためのポイント集」を参照する
連携する事業所をどう見つけるのか	・福祉・保健・医療の総合サイト「WAM NET」で利用している事業所の検索可能 ・事業所から取引のある事業所に連携可否について確認する ・フリーパスキャンペーン中であり連携したい事業所に気軽に声かけできる
使っている介護ソフトが利用できるか	・国民健康保険中央会のホームページに対応している介護ソフト情報あり ・事業所からそれぞれの介護ソフトのヘルプデスクに問い合わせていただく
使っている介護ソフトだと利用できない	・介護テクノロジー導入・定着支援事業など補助金を活用して介護ソフトの入れ替えも検討できる
始め方がよく解らない	 ・国民健康保険中央会のヘルプデスクサポートサイトを参照し、解らないときは電話問い合わせも可 ・事業所内のPCや介護ソフトの扱いに慣れている人材に「導入担当」「業務改善担当」を依頼 ⇒実施する際は事業所全体で対応 ・都道府県の介護生産性向上総合相談センター(ワンストップ窓口)などに相談
既に利用している介護ソフト同士で連携 できている	・現在利用されている介護ソフトとの併存が可能であり、使い分けいただければよい・今後、介護情報基盤にケアプラン情報を登録するためにはケアプランデータ連携システムが必要



ケアプランデータ連携システムを活用している事業所が行った工夫

- 法人内部・事業所内での利用説明会開催
- ケアプランデータ連携システムを活用したデータの送受信のタイミング、担当、システム確認のタイミングを決めた
 - ▶ ケアマネ事業所
 - ・全ケアマネジャーの予定情報の入力期限を決めた
 - ・報酬請求同様、事務員または管理者の業務に位置づけた
 - ・手順書を作成した
 - ▶ サービス事業所
 - ・ケアの記録を入力する期限を明確にした
 - ・月次の報告書やモニタリング等に関する文書についてもPDF等のファイル添付機能を活用して送ることにした





厚生労働省HPのQRコード

*QRコードは (株)デンソーウェーブ の登録商標です 業務フローの見直しの例

- まずは事務職員の方でケアプランデータ連携システムの導入の準備や操作を行い、それが慣れた段階で、事業所内の他のケアマネジャーにも使い方等を伝授し、ケアマネジャー側でも操作が可能になるように工夫した。
- ケアプランデータ連携システムの導入の説明のため、法人内の説明会や、法人本部からの各事業所への個別説明等を行った。
- ケアプランデータ連携システムを活用したデータの送受信のタイミング、担当、システム確認のタイミングを決めた。
 - ▶ 居宅介護支援事業所内では予定の送信日を決めているため、それまでに担当ケアマネジャーが作成した分を管理者がまとめて出力して送っている。実績の修正についても、紙とも併用しながらデータ連携で送っていただくこともあった。サービス事業所は拠点の相談員が送受信を担当していることが多い。
 - ▶ システムの導入準備は管理者兼相談員が行い、管理者兼相談員の操作に抜け漏れがないか、他の相談員の方で確認している。

介護事業所の皆さんが実際にどう進めていくかのイメージ

事業所内部のアクション

【事業所内の業務フロー調整】 国民健康保険中央会のヘルプデスク サポートのホームページを参照しつつ ケアプランを集めるタイミングや送信 する担当者・タイミングなどを事業所 内で予め取り決める(手順書にする)



【利用申請の手続き開始】 国民健康保険中央会のヘルプデスク サポートのホームページを参照しつつ ケアプランデータ連携システムの 利用申請手続き開始

対外的なアクション

【介護ソフト会社に調査】 利用している介護ソフトがケアプラン データ連携システムに対応しているか 対応している場合はどのバージョン (V3かV4か) かを確認する



【連携先の事業所を選定】 利用者件数が多くコミュニケーション が取りやすい介護事業所で 同時にケアプランデータ連携を試行的 に行い合う連携先事業所を 2~3 選定

【ケアプランデータ連携システムを利用してみる】 「○月分のケアプランのやり取りから開始しましょう」 と連携する事業所と取り決めて、小さな規模で利用開始!!



【事業所内の業務フロー調整】 最初に利用してみて上手く行かなかっ た部分を調整します

【仕事の質が向上する】

事務的な作業の時間が短くなったら モニタリングの時間を増やす、対応利 用者を増やす、研修に行く、など様々 な活動の時間を確保できます



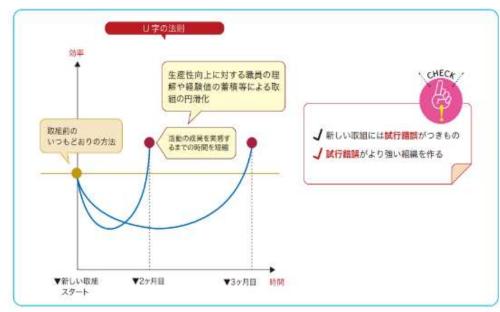
【介護ソフト会社に相談】 思うように連携ができなかった場合介 護ソフトの利用勝手が原因の 場合もあります

【連携先の事業所を増やす】

少し利用に慣れてきたら 連携する事業所を増やしましょう! 連携先が増えるほど事務的な作業時間 が短縮されます 新しい取組だから最初は手間が掛かってしまうものですが、 調整したり作業に慣れることで、しばらくすると、事務的 な作業に掛かっていた時間が短く感じられるように!!

U字の法則

実際の取組が始まると、通常は業務効率が下がることが自然です。これは、不慣れな介護テクノロジーの導入や、これまでと異なる業務手順により、試行錯誤が発生するためです。 そこで思い出していただきたいのが、以下に示した「U字の法則」です。



出所:介護サービス事業所における生産性向上に資するガイドライン

ケアプランデータ連携システムを導入するべきポイント

- ●介護情報基盤が令和8年度からスタートすることを想定すると (実際には自治体によりスタート時期はまちまち)、本システムを早めに活用して慣れておき、介護情報基盤のスタートと同時に相互利用に取り組むことが望ましい。
- ●本システムは、介護ソフトとの連携により、業務効率化・経費 削減が実現する。居宅系介護事業所にとっての生産性向上の強力なツールであり、従業者のモチベーション向上、人材確保・ 定着の観点からも導入を推奨。また報酬面でのメリットもあり経営安定につながる。
- ●本システムは、単独での利用ではなく、取引のある各事業所同士の同時利用が最も効果的。取引のある事業所とグループを作って協働化を進めることで地域全体の効率化が実現。

同時に利用 開始すると 大変です。 順番に対応 しましょう

早まりませい。おいまではがいまればがするではがするではでいまでではいます。

地域連携は 重要課題! 広い視野で 進めましょう

ご清聴ありがとうございました!

